

長野県スケート連盟表彰規程

第1条 長野県スケート連盟（以下「本連盟」という。）規約第4条第8号の事業を行うため、この規程を定める。

第2条 本連盟は、次の各号に該当する個人又は団体に表彰盾を贈り表彰する。

1. 有功表彰

- (1) 本連盟の役員（スピード、フィギュア専門委員会の副部長以上の者も含む。）として10年以上尽力し功績のあった者
- (2) 加盟団体役員として20年以上尽力し、功績のあった者
- (3) その他スケート振興に関し、特に表彰に価すると認められる者

2. 栄光表彰

- (1) 日本代表として各大会に出場した選手。ただし社会人、大学生については、4年間のうち1回とする。
- (2) 日本記録を樹立した選手
- (3) 全国中学校、全国高等学校、全日本選手権大会（JOCカップ含む）及び国民体育大会で優勝した選手又は団体
- (4) 国民体育大会に長野県代表選手として7回以上出場した選手

第3条 被表彰者の推薦は、毎年3月31日までに加盟団体の長が、本連盟会長に推薦書を提出しなければならない。

第4条 表彰は本連盟の理事会の議決を経て、毎年総会の席上会長がこれを行う。

第5条 公益財団法人長野県スポーツ協会スポーツ功労者は次の各号に該当する個人又は団体を理事会の議決を経て内申する。

- (1) 本連盟の表彰を受けた個人
- (2) 満50歳以上の個人
- (3) その他理事会で認めた個人又は団体

附 則

この規程は、昭和57年7月10日より施行する。

この規程は、昭和61年3月31日より施行する。

この規程は、平成5年6月19日より施行する。

この規程は、平成12年6月4日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成21年度の表彰対象者から適用する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。